

S N S を活用した福井ファン拡大事業（インスタ映えスポット造成） 助成金交付要綱

この要綱は、公益社団法人福井県観光連盟（以下「当連盟」といいます。）が行う「S N S を活用した福井ファン拡大事業（インスタ映えスポット造成）助成金」（以下「助成金」といいます。）の交付について、申請に必要なとなる提出書類等について示したものです。

1 助成の目的

当連盟が、インスタ映えするスポット造成の取組みを支援し、バリエーション豊かなインスタ映えスポットを全県展開することで、北陸新幹線福井・敦賀開業に向けた機運醸成を図ることを目的としています。

2 助成対象団体

助成の対象となる団体等（以下「対象団体等」といいます。）は、次の条件のいずれにも該当する団体等とします。

- （１）北陸新幹線福井・敦賀開業に向けて、観光客の集客に意欲のある県内の団体等
- （２）助成を受けて造成したスポットについて、北陸新幹線福井・敦賀開業に向け S N S 等を活用して情報発信する団体等
- （３）造成したスポットを使って収益事業を行わない団体等
- （４）政治、宗教を目的としない団体等

なお、市町は対象外とします。ただし、市町施設の指定管理者が、自主事業として当該施設を対象としてスポットを造成する場合は対象とします。

3 助成対象経費

助成の対象となる経費は、スポット造成に要する経費であって、別表に定める経費のうち連盟が必要と認める経費とします。

4 助成金額等

助成金の額は、助成対象経費の 1 / 2 以内で、1 件当たり 2 5 万円を限度とします。具体的な助成額は、事業内容や申請額を審査の上、決定しますので、申請された助成金の額から減額される場合もあります。

5 助成事業の採択基準

助成の対象となる事業（以下「対象事業」といいます。）は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択します。

- （１）集客力のあるもの
- （２）新規性のあるもの（既存のインスタ映えスポットと重複しないもの）
- （３）独自性があるもの（地域の特色を活かすなど創意工夫がなされているもの）
- （４）造成したスポットを観光客向けに PR する方法が明確に示されているもの

なお、助成金の交付を受けようとする団体等（「申請団体等」といいます。）は、以下の点に注意をしてください。

- （１）造成したスポットを用いて使用料徴収等の収益事業を行わないでください。
- （２）造成するスポットを設置する場所の地権者・管理者等の承諾を必ず得た上で、申請をしてください。
- （３）スポット造成にあたっては、建築基準法その他の関係法令等を順守してください。

6 助成金交付の申請

申請団体等は、交付申請書（様式第１号）を当連盟が別に定める期限までに、以下の提出先にメールで送付してください。

〈提出先〉

（公社）福井県観光連盟 E-mail : info@fuku-e.com

- * メールの件名を『【インスタスポット造成】申請団体名_造成するスポットの名称・タイトル』としてください。
- * メールの到着後、３日（土曜日、日曜日、祝日を除く）以内に事務局より申請を受け付けた旨のメールをお送りしますが、当該メールが届かない場合は、お手数ですが、以下にご連絡いただきますようお願いいたします。

〈連絡先〉（公社）福井県観光連盟 0776-23-3677 領家

7 審査

当連盟は、第５条の規定に基づき、ご提出いただいたすべての企画書を審査した上で、採択するものについて交付決定を行います。

- 2 当連盟は、申請団体に対し、必要に応じて事業内容のプレゼンテーションを依頼させていただきます。

8 交付の決定

当連盟は、助成金額の交付決定をしたときは、速やかに様式第２号により、申請団体にその内容を通知します。なお、不採択の場合は、別途文書によりお知らせします。

9 遂行状況の報告

当連盟は、助成金の交付決定を受けた申請団体等（以下「助成事業者」といいます。）に対し、必要があると認められるときは、助成事業の遂行の状況を報告していただきます。

- 2 前項の場合において、当連盟は、助成事業者から提出される報告により、交付の決定の内容およびこれに附した条件に従って助成事業が遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該助成事業を遂行するよう指示ができることとします。

10 変更または中止の申請

助成事業者が、助成事業を大幅に変更する場合または中止する場合は、速やかに変更・中止報告書（様式第3号）を連盟に提出してください。

1 1 実績報告

助成事業者は、助成事業完了後30日以内または会計年度の2月28日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第4号）および支出報告書（様式第5号）その他必要書類を速やかに連盟に提出してください。

1 2 助成金の額の確定

当連盟は、助成事業者から実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告に係る書類の検査を行うほか、現地調査等を行います。

その報告に係る事業の実施結果が、助成金の交付決定の内容（第10条に基づいて変更を承認した場合はその承認された内容）およびこれに付された条件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を助成金の額の確定通知書（様式第6号）によって当該助成事業者に通知します。

なお、助成金の額の確定は、交付決定額または助成事業の経費精算額（助成対象経費）の1/2のいずれか低い金額となります。

1 3 助成金の請求

助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、精算払請求書（様式第7号）により当連盟に助成金の交付請求をしてください。

1 4 助成金の交付

当連盟は、請求があったときは、報告書等の書類の審査を行い、不備がないことを確認した後に助成金を交付します。

1 5 交付決定の取消および返還

当連盟は、助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、または助成金の交付決定の内容およびこれに附した条件に違反したときには、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができます。

1 6 財産の管理および処分

助成事業者は、当該助成事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」といいます。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理してください。

また、助成事業者は、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付もしくは譲渡し、他の物件と交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（様式第8号）により、当連盟の承認を受けてください。

2 取得財産等の管理期間は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後から北陸新幹線福井・敦賀開業日が含まれる年度の翌年度末までとします。

- 3 当連盟は、前項の期間中において必要があると認めたときは、助成事業者の管理状況を調査することができるものとします。

17 その他

この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定めることとします。

附則

(施行期日)

本交付要綱は令和3年4月16日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要綱は令和3年6月30日から施行する。

(別表)

助成対象経費について

1 助成対象経費

- (1) 構築物の購入
- (2) 構築物の建造（材料費および人夫賃を含む。）
- (3) 構築物の改良
- (4) 構築物の据付
- (5) 設計費（デザイン料等を含む。）
- (6) 工具、器具、備品の購入・レンタル料
- (7) 運搬経費
- (8) その他当連盟が助成事業に必要と認める経費

2 助成対象にならない経費

- (1) 単なる修繕（観光客に訴求できる内容にバージョンアップしている場合は除く。）に要する費用
- (2) 旅費、光熱水費、給排水工事（据付工事を除く。）、諸経費、保険料および公租公課（消費税および地方消費税額を含む。）
- (3) 飲食費、接待費、交際費および遊興・娯楽に要する費用
- (4) 助成事業者の役職員にかかる人件費
- (5) 他の国、県、市町および当連盟の補助金（助成金）の対象となっているもの
- (6) その他当連盟が助成の対象経費とすることが適当でないと認める経費

